

## 【第34条（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）】

### 第4節 火災に関する警報が発令中における火の使用の制限

（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）

第34条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

#### 【趣旨】

本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報（以下、本条【解説】において「火災警報」という。）を発令した場合における当該発令中の火の使用の制限について定めたものである。類似規定として、法第23条があるが、これは、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」に係る規制であるのに対し、法第22条は火災警報発令中における屋内での裸火の使用から屋外での火入れ等に至るまで多岐にわたっており、出火源となりやすい危険性のある火の使用を制限している。

本条は、第29条のたき火に係る規定に対して特別規定の関係にあるため、火災警報の発令中にある場合は、「特別法優先の原則」から本条が優先的に適用される。なお、本条の規制を受ける対象者は、本条の制限行為を行なおうとする者であり、住宅の居住者はもとより、裸火を使用する事業所、店舗等の関係者が想定される。

法第22条及び本条は、いずれも昭和23年の法制定、条例制定の際に設けられたものである。制定当時は、木造建築物が大半を占めており、中には密集していた地域もあったこと、消防用設備等のハード面、防火管理体制等のソフト面が整備されていなかったことなどから、現代より火災が発生、拡大しやすく、乾燥や強風といった気象条件と相まって大火災にも発展する可能性が高い状況（※）であった。また、出火原因として大規模な炉やかまどなど裸火の使用に起因する火災が多かったことから、これらに対応するために前述のとおり、法第22条及び本条が設けられている。

なお、本条の規定に違反した者は、同時に法第22条第4項の規定に違反することになるため、法第44条の規定により、30万円以下の罰金又は拘留の刑が適用されることになる。

※ 札幌市では、昭和21年5月5日には、当時としては札幌消防史上前例のない同時多発火災が発生（①13時45分覚知、南5条西1丁目北星鉛筆工場、②14時40分覚知、北10条西2丁目古物商）した。これらの火災では、春先の乾いた強風により火勢は瞬時に拡大し、飛火して大延焼火災となった（①の火災は、焼損面積12,035平方メートル、損害額3,778,650円、②の火災は、焼損面積6,175平方メートル、損害額1,023,900円）。

#### 【解説】

##### 1 火災警報の概要

- (1) 気象庁長官、管区气象台長等の気象関係機関からの通報は、「火災気象通報」として通報される。火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められる際に、都道府県を通じて市町村へ通報され、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認め

### 【第34条（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）】

るときに、市町村は火災警報を発令することができるかとされている。また、この通報の基準については、昭和24年に示された火災警報の発令要件をもとに、各地の実情に応じて設定することとされており、札幌市の場合は、次の気象要件になった場合は、火災警報を発令することができるかとされている（予防規程第11条関係）。

ア 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下であり、かつ、平均風速が毎秒12メートル以上のとき。

イ 平均風速が毎秒18メートルのとき。

- (2) 実際の発令にあたっては、当該気象要件になった際、同時に降雨、降雪等があり、又は予測される状況なのか、火災発生の危険性があるのかなど、火災予防の実効性確保の観点から総合的に勘案し、火災警報発令の有無を判断することになる。特に、火災発生の危険性については、現在は、本条制定当時とは社会環境が大きく異なり、科学技術の進展、法制度の整備に伴い、安全装置付きガスコンロ、電磁調理器具、消防用設備等、住宅用防災警報器の普及、防火管理体制の構築など、火災予防、火災被害の軽減対策が整備されてきており、火災が発生し、拡大しにくい状況であることから、これらの社会的要素も判断材料にすることとしている。

## 2 火災気象通報の概要

火災気象通報については、平成28年に発生した新潟県糸魚川市での大規模火災を受け、消防庁においては「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を立ち上げ、当該検討会による提言として、通報を適切に活用するため、消防庁及び気象庁において、気象現象の広がりや踏まえつつ、発表区分を細分化できないかを検討する必要があることが示された。消防庁及び気象庁では、本検討会による提言を受け、平成31年2月8日付け消防消第34号・気業第197号通知により通報基準、通報の細分化、通報方法等に係る火災気象通報の見直しを行う旨の通知を発出し、以下のとおり火災気象通報の運用を見直した。

### (1) 通報基準

従前の火災気象通報の通報基準は、出火リスクを示す「湿度」と延焼リスクを示す「風速」により構成されていたが、これらの基準について、各地の気象台等が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と統一する。このことにより、通報対象地域を細分化することが可能となり、これまで「一次細分区域（例：石狩地方 北部・中部・南部）」を対象としていた通報が、おおむね市町村を単位とした「二次細分区域」を対象とする通報となる。

※ 「乾燥注意報」発表基準 実効湿度60パーセント以下、最小湿度30パーセント以下

※ 「強風注意報」発表基準 平均風速毎秒13メートル以上

### (2) 通報方法

従前は、発表基準に達する度に通報していたが、今後は、これに加えて毎朝定時（5時）にも通報する。

#### ア 定時に行う通報

札幌管区気象台では、朝5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象概況を毎朝北海道に通報し、北海道から札幌市に通報される。このとき、乾燥注意報、強風注意報の発表基準に該当又は該当する恐れがある場合には、「乾燥注意報」は「火災気象通報【乾燥】」、「強風注意報」は「火災気象通報【強風】」、いずれにも該当する場合は「火災気象通報【乾燥・強風】」という形で通報される。また、火災気象通報に該当しない場合であっても、気象概況については定時に通報される。

#### イ 随時行う通報

アで通報した内容と異なる乾燥注意報等を発表した場合は、その注意報の発表をもって火災気象通報に代える。

## 3 各号の解説

- (1) 第1号の「火入れ」とは、森林法に基づく火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域

【第34条（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）】

内の草木等を焼却し、除去しようとする行為の全てをいう。

- (2) 第2号の「煙火」は、炎や火花、発熱部が外部に露出した状態で使用するもので、七輪やガスこんろ等のことをいう。がん具用煙火(家庭で子どもが遊ぶような手軽で小さい花火(線香花火、ロケット花火など。)をいう。)も含む。
- (3) 第3号及び第4号の「屋外」とは、建築物の外部をいうものであり、当該建築物の敷地内であるか否かを問わない。
- (4) 第3号の「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い、又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為も含む。
- (5) 第3号の「たき火」とは、火を使用する設備や器具を用いず、又はこれらの設備や器具を用いる場合にあっても、本来の使用方法とは異なる方法で火をたくことをいう。また、本条においては、不用品の廃棄又は採暖のみならず、炊事、作業等の目的で火をたく場合も該当する。
- (6) 第4号の「引火性又は爆発性の物品」のうち、「引火性の物品」とは、点火源により発炎燃焼を起こす蒸気を発生するもの(例：危険物第四類に属する物品)をいい、「爆発性の物品」とは、燃焼速度が極めて速く、瞬時に燃焼するもの(例：火薬類、ニトロ化合物等)をいう。
- (7) 第5号の「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものをいう。
- (8) 第6号の「裸火」については、第27条(喫煙等)【解説】を参照すること。
- (9) 札幌市内において法第24条第1項の規定により火災を発見した者の通報すべき場所は、札幌市消防局(119番)、札幌市内の消防署又は消防署の出張所となっている(規則第4条関係)。

4 乾燥、強風時に市民が留意すべきこと

- (1) 先述の火災警報の発令、火災気象通報の発表時はもとより、乾燥、強風のときに想定される主な火災危険とその対策の例は、以下のとおりである。

想定される火災危険(例)	火災予防のための対策(例)
□屋外でバーベキューや花火をする際、火の粉等が強風により周囲の草や木造家屋、物置等に飛散し、そこから燃え広がる。	○屋外でバーベキューや花火をする際は、風向きに注意し、ほかのものに燃え移るおそれがないことを確認するとともに、すぐに消火できるように水バケツ、消火器等を準備すること。
□たばこの吸殻、七輪の炭などを完全に消火せずにその場を離れたことにより、そこから火が立ち上がるとともに、乾燥により火災が拡大する。	○強風時は、火の粉が周囲に飛散しやすいため、上記行為を控えること。 ○たばこの吸殻、七輪の炭など火を使用した後に残されたもの(残火)は、完全に消火されたことを確認すること。
□山林や原野などでキャンプを行う際、炊事をするために火をたいたが、強風により火のついた炭が草にも飛散し、空気や草が乾燥していたために山火事に発展する。	○山林や原野等で火を使用する場合は、消火用の水バケツ、消火器等を準備しておくとともに、天気予報を確認し、乾燥注意報や強風注意報が発表されているときは、火災発生のおそれが高くなるため、火を使用しないこと。

- (2) 乾燥時は、空気中の水分、建物等に蓄えられる水分量が少ないため、火が付きやすく、かつ、燃え広がりやすくなる。また、強風という気象条件が加わることにより、一層周囲への拡大が早くなる。よって、このような気象条件のときは、火の取扱いに十分注意しなければならない。